

オミクロン株に対する水際措置の強化 (要旨)

緊急避難的対応として、予防的観点から当面1か月の間、以下の措置を講じます。

1. オミクロン株 (B. 1. 1. 529 系統の変異株) に対する指定国・地域

新たな変異株であるオミクロン株 (B. 1. 1. 529 系統の変異株) について、本措置に基づき別途の指定を行います。

2. 外国人の新規入国停止

11月30日(火)午前0時(日本時間)以降外国人の新規入国を停止します(査証発給済者を含む)。

※11月30日(火)午前0時(日本時間)前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としません。

3. 有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

(1) 11月30日(火)午前0時(日本時間)以降、有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置に係る新規申請受付及び審査済証の交付を停止します。

(注) 12月1日(水)午前0時(日本時間)以降の帰国者・再入国者等については行動制限緩和の対象としません。

(2) 12月1日(水)午前0時(日本時間)以降の帰国者・再入国者等について、有効なワクチン接種証明保持者に対する3日間停留措置の免除及び待機期間短縮措置(14日→10日)を停止します。

4. モニタリングの強化等

オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化します。

5. 入国者総数の引下げ

12月1日(水)午前0時(日本時間)以降、日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制します。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置(20)」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（２０）
（オミクロン株に対する水際措置の強化）

令和３年 11 月 29 日

1. オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき新たな変異株のうちオミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）については、本措置に基づき「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）に対する指定国・地域」として別途の指定を行う。

2. 外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（令和３年 11 月 5 日）（以下「措置（１９）」という。） 2. に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年 11 月 30 日以降、本年 12 月 31 日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

3. 有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

（１）「措置（１９）」 1. に基づく、有効なワクチン接種証明保持者の特定行動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

（２）「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年 9 月 27 日） 1. 及び 2. に基づく措置を、本年 12 月 31 日までの間、停止する。

4. モニタリングの強化等

上記 1 の指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化する。

5. 入国者総数の引下げ

日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制する。

（注 1）上記 1 に基づく措置は、令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注 2）上記 1 に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

（注 3）上記 2 に基づく措置は、令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。ただし、本年 11 月 30 日午前 0 時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

（注 4）上記 3（1）に基づき措置は、令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注 5）上記 3（1）に基づき措置における、令和 3 年 12 月 1 日午前 0 時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者については「措置（１９）」 1. に基づき特定行動を認めない。

(注6) 上記3(2)に基づく措置は、令和3年12月1日午前0時(日本時間)から行うものとする。

(注7) 上記4に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時(日本時間)から行うものとする。

(注8) 上記5に基づく措置は、令和3年12月1日午前0時(日本時間)から行うものとする。

(以上)

令和3年11月29日

水際対策強化に係る新たな措置（20）1. に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時（日本時間）
アンゴラ、イスラエル、イタリア、英国、エスワティニ、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、豪州、ザンビア、ジンバブエ、ドイツ、チェコ、デンマーク、香港、ナミビア、フランス、ベルギー、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト	令和3年11月29日	令和3年11月30日午前0時